令和 8 年 10 月 16 日

長門市議会議長　吉 津 弘 之 様

文教厚生委員会
委員長　ひさなが 信也

文教厚生委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を下記のとおり、長門市議会委員会条例第 39 条の規定により報告します。

記

1 調査事件

障害者福祉の推進について

2 調査の概要及び結果

本委員会は、「親なき後を託せる長門」を大きなテーマとして、障害者福祉のあり方について調査を行ってきた。調査の出発点となったのは、障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けるために必要な、学び、日中活動、就労、住まい、移動などの選択肢が、市内では十分に確保されていないという課題である。必要なサービスを求めて市外へ通う場合には、本人だけでなく、送迎を担う家族の生活や就労にも影響が及ぶ。

障害のある方が、家族の支えに頼りきることなく、地域で安心して暮らし続けるために何が必要か。本委員会は、当事者や家族、関係事業所等の声を聞き、先進地の取り組みも調査しながら、長門市が取り組むべき課題を検討してきた。

「障害のある方の住まいの確保について」

今回の調査で本委員会が重く受け止めた課題の一つが、障害のある方の「親なき後」の住まいである。これは親が亡くなった後に限らない。親が高齢になり、病気

になり、これまでどおり支え続けることが難しくなったとき、本人はどこで、誰の支援を受けて暮らすことができるのか。当事者団体や家族との意見交換では、「自分が支えられるうちはよいが、その先が見えない」という不安が繰り返し聞かれた。

市内の障害者グループホームは 2 カ所で、定員は合わせて 36 人、令和 8 年 6 月 1 日時点では 9 人分の空きがあった。一方、市が利用を決定した方の中には、市外のグループホームで暮らす方も多い。近年、市内に空きがありながら、新たな利用希望者が市外のホームにつながったり、入居に至らなかったりした事例が見られる。空きがあることと、必要な方が入れることは同じではない。本人の障害特性や必要な支援に合う住まいを確保することが課題である。

市内の 2 カ所はいずれも外部サービス利用型であり、重い障害のある方を受け入れることは難しい。そうしたことから令和 8 年 9 月定例会では、田村継議員が本委員会を代表して、市内で暮らしたい方の選択肢が限られている現状について、市長の認識を確認した。市長からは、本人の意向や障害特性、必要な支援内容を踏まえて生活の場を選ぶことが重要であり、市内での生活を希望する方の選択肢を十分に確保することも重要との答弁があった。また、重い障害のある方を受け入れるグループホームの開設については、人材の確保と安定的な事業運営の両面が大きな課題であるとの認識が示された。

さらに一般質問では、家族の支援が難しくなった場合に備えた市の把握方法と、把握した課題の共有、計画への反映についても確認した。市からは、相談支援専門員を通じて、緊急時に支援が必要となる可能性のある世帯の把握に努めているとの答弁があった。また、把握した課題は必要に応じて障害者自立支援協議会等で共有し、第 4 期障害者プランの中間見直しにおいて、実態や課題を踏まえた必要な見直しを行うとの考えが示された。今後は緊急時への備えに加え、本人が将来どの地域で、どのような支援を受けて暮らしたいかを把握し、必要な住まいの確保につなげることを求める。

さらに、第 4 期障害者プランには「グループホーム等の整備を支援します」と明記されている。地域には整備を考える担い手がいる一方、開設時の改修費や備品購入費などが負担となり、事業化に踏み出しにくい現状がある。本委員会は、地域のニーズに応える具体的で持続可能な事業計画が示された場合には、国・県の制度の活用に加え、市も開設時の資金面を支援することを検討すべきだと考える。

江原市長からは、国・県の制度の活用を基本としながらも、具体的な事業計画について相談があった場合には、資金面を含め、これまでとは違うレベルの市独自支援を検討するとの認識が示された。

市独自の補助制度の創設にまで言及したわけではないが、市がさらに踏み込んだ考えを示したことは、今後の整備に向けた重要な答弁である。

「医療的ケア児・者とその家族への支援について」

医療的ケア児・者とその家族への支援についても、本委員会が重点的に調査した課題である。市の事前説明によると、障害福祉サービスを利用する方のうち、医療的ケアが必要な子どもは 6 人、大人は 3 人であったが、一人ひとりが必要とする支援や課題は大きく異なることから、一人ひとりに添った本人と家族の日常を支える体制が求められる。

本委員会は、医療的ケア児の家族と直接意見交換を行った。

夜間もケアが必要で、続けて眠ることが難しいこと、介助と仕事の両立が難しく、どちらか一方は仕事に就けないこと。そのことによる経済的困窮など、福祉手当があっても全く足りないことなど、日々の生活について話を伺った。家族が望む休息には、買物や理美容、兄弟の学校行事への参加など、多くの家庭にとって当たり前の時間を持てることも含まれる。また、そうした時間がないと、精神的にも肉体的にも育児や介護に行き詰まることは想像に難くない。そうしたことからも、これからは、本人への支援とともに、日常的にケアを担う家族を支える視点も必要不可欠となる。

市内には短期入所や日中一時支援の事業所があるものの、医療的ケアが必要な方のレスパイト利用には結びついていない。制度上のサービスや施設の定員があっても、実際に預けられる体制がなければ、家族の休息にはつながらない。市としても、医療的ケアに対応できる看護職等の人材と、受入れに必要な設備・支援体制の確保が課題であるとの見解を示しており、市内で利用できるサービスが十分でない現状について、家族の負担軽減の観点から解決に向けて取り組むべき課題との認識を示している。

本委員会は、岐阜県飛騨市を視察した。岐阜県飛騨市では、市長のリーダーシップの元、医療的ケア児の支援では、一人ひとりに合った市独自のサービスを整えている。市が関係機関の間に入って支援を調整する取り組みや、病院などの専門機関が難しい場合には、家族が直接依頼した支援者に対し、市が報酬を補助するなど、これまでの行政の常識の枠を超えて、定期的に休息できるレスパイトの仕組み

を構築している。

医療的ケア児・者のように、既存の福祉サービスの枠組みだけでは十分に対応できない方々を、どのように支えていくのかを考える必要がある。

国がどれほど立派な法律を整備しても、基礎自治体がその趣旨や内容を十分に理解し、必要な制度や仕組みをつくり、地域の実情に即した形で具体化しなければ、法律をつくっただけで終わってしまう。

法律は、制定されただけで支援につながるものではない。基礎自治体が主体的に動き、制度を現場で機能させていくことが重要ということを飛騨市から学んだ。

長門市でも、既存の事業所や医療機関で対応できること、市内だけでは難しく広域で取り組むべきことを整理し、家族が本当の意味で必要としている利用制度を確立していく必要がある。この点についても市長は、自立支援協議会に医療的ケア児等について協議する場を設けており、令和 8 年度から広域的な連携による支援体制の検討も始めていると答弁した。しかし、その検討には、家族がどのような休息を必要としているか、遠方の医療機関への通院にどのような負担を感じているかを、直接把握することが欠かせない。

そのことから、市長からは、レスパイト支援へのニーズや遠方の医療機関を利用する際の経済的な負担について、当事者や家族の声を把握するよう担当部局に指示するとの答弁があった。

今後、本委員会としては、把握した声を協議にとどめず、利用できる支援の具体化につなげることを求めていきたい。

さらに、医療的ケア児・者など、人工呼吸器など電源を必要とする医療機器を使用する方にとって、災害時の停電への備えは生活に直結する課題である。本委員会としては、非常用電源の確保についても市長の認識を質した。

市は必要性を認識しており、非常用バッテリーを日常生活用具給付等事業の対象品目に追加することについて、対象者のニーズや経費、県内他市の状況を確認したうえで具体的に検討するとした。

また、市では、現在の支援ニーズや課題を改めて把握し、自立支援協議会での協議や県との連携を通じて必要な支援体制を整理するとしている。本委員会は、改めて市に対し、家族の声を踏まえて、市内と広域それぞれの受入れ体制、定期的なレスパイト支援、遠方通院の負担軽減、災害時の電源確保を具体的に検討し、医療的ケア児・者と家族が安心して利用し続けられる支援を必ず整えることを求めたい。

「障害のある方の移動支援について」

現在、国が推進する「障害のある方が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるための施策」において、中山間地域を多く抱える本市にとっては、特に障害のある方の移動手段の確保が最重要課題である。

通院や買物、福祉サービスの利用、就労、地域の行事への参加など、外出の機会は日常生活のさまざまな場面にある。自分で車を運転することが難しい方にとって、公共交通や家族による送迎、タクシーを利用できるかどうかは、生活の選択肢に直結する。

長門市では、バスなどの公共交通が限られる地域があり、デマンド交通もタクシーなどの狭い空間でも相乗りとなる上、運行日や時間、事前予約といった制約がある。障害の特性によって、相乗りが難しい方や電話で予約すること自体が難しい場合もある。

また、障害福祉サービス事業所からは、市内隅々までの送迎が経済的にも難しく、サービスを希望する方への受け入れができていないといった声も聞かれた。本委員会は、福祉タクシー券だけでなく、公共交通と事業所の送迎を含めて、移動の実情を捉える必要があると考える。

現在、市が交付する障害者福祉タクシー券は、一般の対象者で年間 48 枚、1 枚当たりの助成額は 500 円である。助成額は平成 17 年の合併時から据え置かれる一方、近年ではタクシー運賃も上昇している。

本委員会は、広島県東広島市を視察し、福祉タクシー券の交付枚数や障害特性に応じた取扱いについて調査した。東広島市では年間 60 枚、視覚障害のある方には年間 80 枚を交付している。本市よりも立地には恵まれているが、今後ともサービスの充実に取り組むとされていた。

本市でも、障害の特性や市内の移動距離や公共交通の状況、利用者ごとの困りごとを踏まえ、現在の 48 枚と 1 枚当たり 500 円という助成の在り方を検証する必要があることを問題提起した。

市長は、助成額が平成 17 年から据え置かれている一方、タクシー運賃や物価が上昇していることを認め、現在の助成額が適切かどうか検討する必要があると答弁した。また、利用者アンケートでは制度に満足している方がいる一方、枚数を増やしてほしいとの意見があり、利用実態や利用者の声、運賃の動向などを踏まえて、助成単価を含む制度の在り方を検討する必要があるとの答弁があった。

また、令和 7 年度のデータでは、視覚障害のある方の福祉タクシー券の利用率は全体より高い傾向であることから、市長は、障害の特性によって移動手段の選択

肢やタクシーへの依存度が異なると認め、制度の検討に当たっては、視覚障害者を含め、障害特性による移動の困難さを考慮し、必要な移動手段の確保を考えていくと答弁した。

「障害への理解と合理的配慮について」

本委員会が当事者や家族、関係団体と意見交換を重ねる中で、制度やサービスの不足だけでなく、社会全体の根本的な問題として「障害への理解が十分に広がっていないこと」も課題として示された。

「困っていることを理解してもらえない」「周囲に助けを求めにくい」「必要な配慮を受けられず、外へ出ることが不安」といった声があった。住まいや移動の支援を整えても、障害への無理解により、地域の中で安心して生活できなければ、その支援を十分に生かすことはできない。

合理的配慮とは、一人ひとりの困りごとに耳を傾け、過重な負担とならない範囲で、必要な対応を共に考えることである。令和 6 年 4 月からは民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられた。大切なのは、義務化を知らせるだけで終わらせず、市民や事業者が具体的な場面でどう対応すればよいかを知り、実践できるようにすることである。

市はこれまで、あいサポート研修や啓発資料の配布などに取り組んできた。市によると、事業所等に出向くあいサポート研修の受講者は令和 6 年度が 5 団体 156 人、令和 7 年度が 3 団体 51 人であった。

また、耳の不自由な方との筆談に使う耳マークメモ帳を市内 505 店舗へ配布した。手帳が実際に役立ったとの報告が 1 事業所からあった一方、配布先全体の使用状況を確認する追跡調査は行われていない。委員会としては、資料を配布した数だけで取り組みを評価するのではなく、現場で使われているか、そのことにより障害への理解が具体的にどう進んだか、今後、どのような工夫が必要かを確かめながら、伝え方を改善していくことも必要であると訴えた。

市長からは、市民に対しては広報紙やホームページ、障害者週間などを通じて分かりやすく伝え、手話や障害者スポーツ、当事者との交流など、実際に障害について知る機会も大切にすると答弁した。

事業者に対しては、あいサポート研修を継続するとともに、合理的配慮の具体例や障害特性に応じた対応方法を分かりやすく周知する考えを示した。また、市役所

自身も職員研修を続け、窓口対応や情報発信などの日常業務で率先して合理的配慮を実践するとした。今後とも、より一層取り組むことが求められる。

これまで訴えてきた取り組みを、当事者の実際の困りごとに沿った施策に創り上げていくためには、市長自らが、当事者や障害の現場の切実な声を聞きに行くことが必要である。

これまで長門市の障害福祉は、親の会を原点とする団体等が、当事者や家族の支え手となってきたことから、市長自身が障害福祉団体や当事者と直接意見交換する機会を設けること及び継続的な実施を求めた。

これに対し市長は、障害のある方や家族の声を自身が直接聞くことは大切だとの認識を示し、担当部局と調整のうえ、令和 8 年度中の実施も含めて前向きに検討すると答弁した。また、そこで聞いた意見を今後の施策や計画づくりにつなげたいと述べた。継続的な実施については、担当課と検討・調整するとの答弁であった。

「排泄予測支援機器 **DFree** に関する陳情について」

市内の保護者２家族から、長門市議会議長宛てに、排泄予測支援機器「DFree」を日常生活用具の給付対象に追加することを求める陳情書が提出された。排泄に困難を抱える障害のある方が、安心して日常生活や学校生活を送れるよう、機器の利用に対する支援を求めるものである。

DFree は、超音波センサーで膀胱内の尿のたまり具合を測定し、排尿のタイミングを予測して知らせる機器である。排尿のタイミングに合わせたトイレへの誘導を支援し、本人の不安や家族・介助者の負担の軽減、排泄の自立支援につながることが期待される。

本委員会は、令和 7 年度決算の分科会審査において、既に給付対象としている他市の取り組みも踏まえ、必要な方が経済的負担を抑えて利用できるよう、本市においても日常生活用具の給付対象品目に追加することを求めた。これに対し、執行部からは、今後検討していきたいとの回答があった。

「結びに」

本委員会が調査を通じて感じたのは、住む場所、家族が休める時間、出かける手段、周囲の理解のいずれかが欠けている暮らしであった。この４つは別々の課題ではない。いずれか一つでも欠ければ、住み慣れた地域で自立した生活を続けることが難しい。他方で、長門市は、財源も担い手も限られるが、一人ひとりの顔が見えるまちでもあり、施策への反映は決して難しいことではない。

「このまちに住みたい」「このまちに住んでよかった」「住み続けたい」と思ってほしいのは健常者だけではない。障害のある方、そのご家族や支援者も、そう思えるまちをつくることこそが、本市の掲げる「支えあい　ともに生きる　誰もが輝くまち　長門」であると確信している。

本委員会は、今回、市長に対して実態把握による具体的な施策づくり等を求めたが、今後とも、その進捗を確認していきたい。

また、この度、長門市議会に対して、市民の方から障害者施策推進に関する要望書をいただいた。今後とも市議会に対して、どんな些細なことでも構わないので声を寄せていただきたい。そして、市民から頼りにされる議会、委員会運営に引き続き努めていきたい。

3 調査の経過

（1）委員会

令和 7 年　6 月 26 日	所管事務調査事項を決定
令和 7 年　9 月　5 日	委員派遣（行政視察）について決定
令和 7 年 10 月 28 日	行政視察（広島県東広島市） 「障害者の移動支援について」
令和 7 年 11 月 28 日	委員派遣（行政視察）について決定
令和 8 年　1 月 26 日	行政視察（福岡県福岡市） 「親亡き後の住まいについて」 「障がい者グループホーム開設支援事業の取組」 （株式会社カムラック） 「障害者就労継続支援事業について」
令和 8 年　3 月 23 日	委員派遣（行政視察）について決定
令和 8 年　5 月 12 日	行政視察（岐阜県飛騨市） 「医療的ケア児家族の安心レスパイト支援について」
令和 8 年 10 月 16 日	所管事務調査報告書提出決定

（2）協議会等

令和 7 年　5 月 26 日	所管事務調査事項について協議
令和 7 年　6 月 20 日	所管事務調査概要、行政視察について協議
令和 7 年　7 月 11 日	所管事務調査（行政視察）について協議
令和 7 年　8 月　7 日	所管事務調査（行政視察）について協議
令和 7 年　9 月 19 日	所管事務調査（行政視察）について協議
令和 7 年 10 月　1 日	所管事務調査概要について協議
令和 7 年 10 月 24 日	所管事務調査（行政視察）について協議
令和 7 年 10 月 31 日	施設見学・意見交換 （友愛センター ／ ハピネスさざんか）
令和 7 年 11 月　7 日	施設見学・意見交換（たけのこ村）
令和 7 年 11 月 14 日	施設見学・意見交換 （キュアポート ／ 長門福祉作業センター）
令和 7 年 12 月 10 日	所管事務調査概要について協議
令和 7 年 12 月 18 日	意見交換（ブルースター）
令和 8 年　1 月　9 日	施設見学・意見交換 （萩総合支援学校 ／ ほっとわーく）
令和 8 年　1 月 15 日	意見交換（NPO 法人きらり）
令和 8 年　1 月 30 日	意見交換（医療的ケア児家族） 施設見学・意見交換（障害者支援センターゆうゆう）

令和８年　２月 10 日　講演会（デジタルメッセ萩総）
令和８年　３月 10 日　所管事務調査（行政視察）について協議
令和８年　４月　３日　施設見学･意見交換（ドリームスクール･はぎ）
令和８年　４月 16 日　施設見学･意見交換（福祥苑　／　湯免清風園）
令和８年　４月 28 日　意見交換（こだま会）
令和８年　５月　１日　施設見学･意見交換（あけぼの園　／
山口県盲人福祉協議会(点字図書館)）
令和８年　５月　８日　意見交換（総務課）／　あいサポーター研修
令和８年　６月 20 日　意見交換（ブルースター）
令和８年　７月 17 日　所管事務調査概要について協議
令和８年　７月 24 日　意見交換（地域福祉課）
令和８年　８月　７日　意見交換（地域福祉課）
令和８年　８月 21 日　意見交換（地域福祉課）
令和８年　９月 24 日　意見交換（陳情書提出者）
令和８年 10 月　２日　所管事務調査報告内容について協議
令和８年 10 月 14 日　所管事務調査報告内容について協議